

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年6月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

#### 京都市上下水道局管理規程第5号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条中第6項を削り、第7項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

第2条中第11項から第13項までを削る。

第3条第6項中「、給水区域再編担当課長」を削り、同条中第10項及び第11項を削り、同条第12項中「前11項」を「前9項」に改め、同項を同条第10項とする。

第4条中第3項を削る。

第5条第6項ただし書中「、京北分室担当課長又は給水区域再編担当課長」を「又は京北分室担当課長」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「、給水区域再編担当課長」及び「、チームリーダー、サブリーダー」を削る。

(上下水道局総務部職員課)